

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成29年度 第3回専門部会（相談支援部会）次第

日 時 平成29年12月13日（水）
午後13時30分から
会 場 市役所 2階 中会議室1・2

1 開 会

2 あいさつ

3 議 案

- （1） 委嘱状等の交付について
- （2） こころの作品展の開催について
- （3） 指定相談支援事業所の指定について
- （4） 新サービスの基準について
- （5） その他（情報交換等）

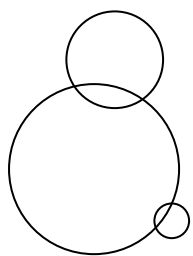
4 閉 会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

専門部会 相談支援部会 委員名簿

平成 29 年 12 月 13 日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等	備考
五十嵐 孝子	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援 センターのだネット	
石塚 隆昭	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 おひさま	
市岡 武	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	サポートセンター 沼南	
上野 友和	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 はーとふる	
亀井 宏純	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センター さくら	
柄澤 隆一	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支 援センターはーとふる	
古藤 栄一	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	サポート芽吹	
<u>齊藤 康平</u>	H29.12.13 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 ウィズ	変更
<u>川合 良輔</u>	H29.12.13 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定特定相談支 援事業所梅の木	変更
中野 徹也	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市 社会福祉協議会	
中村 成彦	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センター いちいの木	
仁木 純子	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園	
堀口 美千代	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センター そよかぜ	
鈴木 良造	H29.1.30 から H30.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市肢体不自由児 者父母の会	
池田 亜由美	H29.4.1 から H30.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター 子ども支援室	
石津 聡子	H29.1.30 から H30.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉 センター	
永島 徳子	H29.4.1 から H30.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市介護保険課	
吉田 利恵	H29.4.1 から H30.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立 野田特別支援学校	
<u>鈴木 かおり</u>	H29.12.13 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 アイナケアプランセンター	新規
<u>橋本 竜也</u>	H29.12.13 から H30.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 ラシーク	新規



第7回こころの作品展

☆作品募集☆

「こころの作品展」を開催します！
今年度は、市役所1階“ふれあいギャラリー”
で開催します。

作品をとおして、地域との“つながり”を感じ
てみませんか。

たくさんの作品をお待ちしております。

♪募集内容 絵、詩、俳句、手作り作品 等

＊A3サイズ以内のもの（大きさは相談に応じます。）

＊作品に氏名（匿名・ペンネーム可）と連絡先を記載して
ください。

♪対象者 野田市在住、在勤で心の病経験者や精神障がいのある方

♪展示期間 平成30年1月24日（水）～

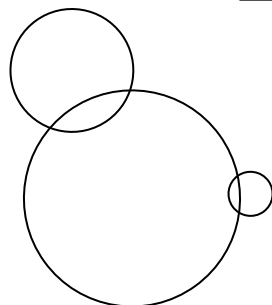
平成30年1月30日（火）

♪展示場所 市役所1階 ふれあいギャラリー

♪その他 ＊作品は、展示終了後、返却いたします。

＊展示中は破損等がないよう留意しますが、万が一破損等
が生じた場合はご了承ください。

○



○



－問い合わせ先－

野田市保健福祉部 障がい者支援課
相談支援係（市役所1階）

TEL：04-7125-1111

議案3 指定相談支援事業所の指定について

指定相談支援事業所一覧表

平成29年12月1日

No.	事業所名	住所	電話／FAX	指定内容
1	相談支援事業所 はーとふる	〒270-0233 野田市船形310番地 (ケアホームほっと内)	TEL 04-7197-5365 FAX 04-7197-5365	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
2	野田市立こだま学園	〒278-0003 野田市鶴奉73番地の1	TEL 04-7122-2916 FAX 04-7128-7572	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
3	サポート芽吹	〒278-0014 野田市下三ヶ尾875番地の1	TEL 04-7138-2181 FAX 04-7138-2182	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
4	地域活動支援センター さくら	〒278-0006 野田市柳沢210番地の15	TEL 04-7124-6285 FAX 04-7124-6285	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
5	指定特定相談支援事業所 梅の木	〒278-0023 野田市山崎貝塚町37番地の25	TEL 080-6083-8884	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
6	相談支援センター いちいの木	〒270-0222 野田市木間ヶ瀬3168番地	TEL 04-7138-6003 FAX 04-7138-6004	指定 一 般 相談支援事業所 指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
7	相談支援センター そよかぜ	〒278-0022 野田市山崎1572番地の9	TEL 090-7208-2363 FAX 04-7138-5758	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
8	相談支援事業所 おひさま	〒278-0051 野田市七光台344番地の1 ファミリー野田216号室	休 業 中	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
9	相談支援事業所 ウィズ	〒270-0205 野田市関宿江戸町557番地	TEL 070-3604-3110 FAX 04-7197-2692	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
10	相談支援事業所 アイナケアプランセンター	〒278-0005 野田市宮崎123番地の30	TEL 04-7193-8017 FAX 04-7193-8027	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所
11	相談支援事業所 ラシーク	〒278-0005 野田市宮崎56番地の1	TEL 04-7113-1530 FAX 04-7113-4790	指定 特 定 相談支援事業所 指定 障害児 相談支援事業所

新サービスの基準について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第9回 (H29. 9. 13) 第13回 (H29. 10. 31)	資料 1 (一部加工)

就労定着支援に係る報酬・基準について 《論点等》

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

関係機関

就労移行支援事業所等

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

就労に伴い生じている生活面の課題

⇒生活リズム、体調の管理、給料の浪費等

- ・ 遅刻や欠勤の増加
- ・ 業務中の居眠り
- ・ 身だしなみの乱れ
- ・ 薬の飲み忘れ

働く障害者

企業等

一般就労へ移行

③ 必要な支援

① 相談による
課題把握

② 連絡調整

就労定着支援
事業所

② 連絡調整

概 要

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスとして、就労定着支援を創設する。

法の条文

第五条

十五 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として①厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の③厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者) **生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援**を利用して一般就労した障害者

具体的内容②

(サービスの利用期間) **3年間**(1年ごとに支給決定期間を更新)

具体的内容③

(サービスの内容)障害者が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため

①事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項)

②雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援

就労定着支援の報酬・基準に係る論点

就労定着支援に係る論点

論点1 サービス対象者の要件

論点2 指定要件・支援内容

論点3 サービスの利用開始時期(契約時期)

論点4 基本報酬・加算

論点5 サービスの従事者の要件

論点6 サービスの設備基準

論点7 定員

論点8 自立生活援助・訪問型自立訓練(生活訓練)との併給

【論点1】 サービス対象者の要件

- 一般就労した障害者の職場定着を推進する観点や、就職した障害者本人に課題解決が必要であることの理解が乏しい傾向にあることを踏まえ、サービスの対象者の要件をどのように考えるか。



- 就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労系障害福祉サービス等」という。）を利用して一般就労した障害者に対してサービスを提供する訓練等給付と位置づけられているが、一般就労した障害者の職場定着を推進する観点から、一般就労後、暫定支給決定を経ずに利用できる仕組みとしてはどうか。
- また、支給決定についても、就職した障害者本人に課題解決が必要であることの理解が乏しい傾向にあるという調査結果がでていることや、職場定着を推進する観点から、本人が利用を拒む場合以外は、対象者に関する要件を設けず、就労系障害福祉サービス等の利用を経て一般就労した障害者は広く利用できる仕組みとしてはどうか。
- 就労定着支援施行以前に就職した者についても、就労系障害福祉サービス等の利用を経て一般就労後3年未満である場合は、利用できる仕組みとしてはどうか。

【論点2】 指定要件・支援内容

- 就労定着支援事業の提供主体の指定要件、最低限実施すべき支援内容について、具体的にどのように考えるか。



- 過去3年において毎年1人以上又は平均1人以上、障害者を一般就労に移行させている指定事業所(就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練事業所)としてはどうか。
- 就労定着支援員の数、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、現に利用している者の数を●で除した数以上としてはどうか。
- 就労定着支援事業者は、利用者に対して就労定着支援を提供する場合、一月に1回以上、利用者との対面により行うとともに、一月に1回以上、障害者を雇用した事業所への訪問等により利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならないこととしてはどうか。

【論点3】 サービスの利用開始時期(契約時期)

○ 職場への定着支援を推進するという観点を踏まえ、サービスの利用開始時期をどのように考えるか。



○ 就労移行支援及び就労継続支援の利用を経て一般就労した者については、6か月間の職場への定着支援の(努力)義務期間を経過した後に、サービスを開始することとしてはどうか。

○ 生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労した者については、新たに生活介護・自立訓練に職場定着支援への努力義務規定を運営基準に設けた上で、6か月間の職場への定着支援の努力義務期間を経過した後に、サービスを開始することとしてはどうか。

○ 最大3年間の就労定着支援期間の終了前後には、本人が希望する場合、障害者就業・生活支援センター等への引継ぎを行う旨を運営基準に規定してはどうか。

＜サービスの利用開始時期と定着支援のイメージ＞

就職 利用開始



【論点8】 自立生活援助・訪問型自立訓練(生活訓練)との併給

- 就労定着支援と自立生活援助・訪問型自立訓練(生活訓練)の併給をどのように考えるか。



- 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることから、自立生活援助との併給は認めないこととしてはどうか。
- また、就労定着支援の支援内容は、訪問型自立訓練(生活訓練)の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練(生活訓練)との併給は認めないこととしてはどうか。

自立生活援助に係る報酬・基準について 《論点等》

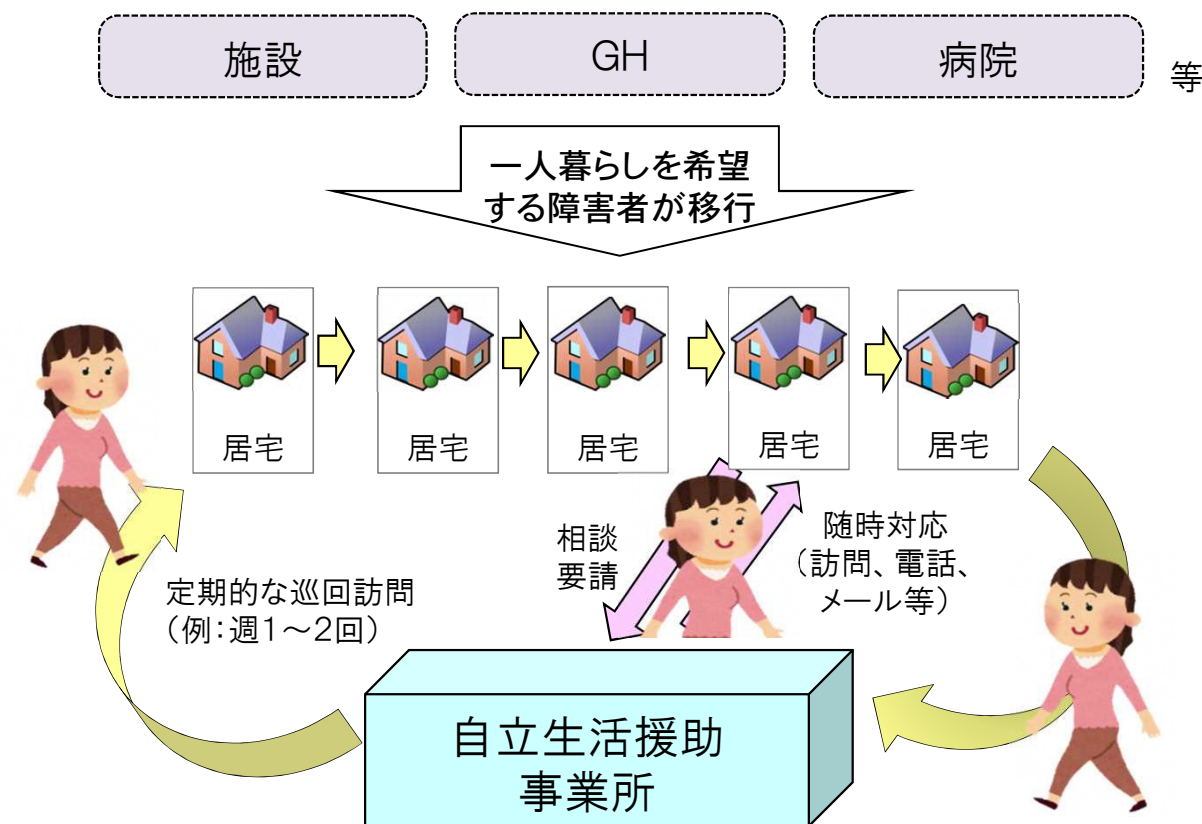
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



概 要

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスとして、自立生活援助を創設する。

法の条文

第五条

十六 この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の①厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の③厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

具体的内容①

（対象者について） AかつB

A 定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

B 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

※具体的な対象者

(1) 障害者支援施設等の退所者、グループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入院していた者 ※退院等から3ヶ月以内の者に限る。

(2) 現に「障害、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者

(3) その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能と判断される者

※(2)・(3)は現に地域生活をしている障害者

具体的内容②

(サービスの利用期間について)

1年間

※利用期間終了後について、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合には更新を可能とする。

具体的内容③

(サービスの内容について)

- (1) 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問
- (2) 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
- (3) 必要な情報の提供及び助言並びに相談
- (4) 関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等)との連絡調整
- (5) その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

※施設入所支援等からの退所又は精神科病院等からの退院後、一人暮らしを始める障害者について、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うという目的を踏まえ、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を行うものとする。

自立生活援助の報酬・基準に係る論点

自立生活援助に係る論点

- 論点1 サービスの対象者像
- 論点2 定期訪問のマネジメント
- 論点3 随時対応のための体制
- 論点4 職員配置
- 論点5 基本報酬、加算
- 論点6 他のサービスとの関係

【論点1】 サービスの対象者像

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などの理解力、生活力等を補う観点から支援を行うサービスであることを踏まえ、サービスの対象者像をどのように考えるか。

- 障害者支援施設等から一人暮らしに移行して間もない知的障害者や精神障害者等について、障害者本人の理解力、生活力を補うことにより、一人暮らしを継続できる生活環境を整備するという観点から、主に軽度の障害者の地域定着を図ることを前提とした制度とすべきではないか。
- 訓練等給付費に位置づけられていることから、障害支援区分による制限は行わず、サービスの対象者は障害支援区分全般としてはどうか。

【論点2】 定期訪問のマネジメント

- 利用者のニーズに柔軟かつ効果的に対応するため、定期訪問のタイミングや回数等をどのように考えるか。

- 定期的な巡回訪問については、週1～2回行う想定であるが、利用者のニーズに柔軟かつ効果的に対応するため、自立生活援助事業所がタイミングや回数等を決定するためのマネジメントを行う必要があるのではないか。

【論点3】 随時対応のための体制

- 利用者からの相談内容に対し随時の対応を行うため、連絡体制の確保をどのように考えるか。

- 利用者からの相談内容に対し随時の対応を行う職員には、直ちに利用者の状態を把握し、電話等での相談対応を行うほか、適時適切なサービスへの依頼・報告により、課題の解決を図ることが求められる。
- 自立生活援助の職員には、国家資格等の資格要件は課さないが、利用者の状態を適切に把握する者が担当しつつ、例えば、医療ニーズ等を有する場合にはかかりつけ医や看護師からの助言が得られるような体制を確保する等、適時適切なサービスを速やかに提供できる常時の連絡体制を確保すべきではないか。

【論点4】 職員配置

- 人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所の職員配置をどのように考えるか。

- 人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所の職員が、他の障害福祉サービスとの兼務について柔軟に対応できる仕組みとするべきではないか。
- 特に、夜間においてはサービス提供の頻度は低い一方、常時の連絡体制を確保することは自立生活援助事業所の職員にとって負担感が強いため、他の24時間対応の障害サービス事業所（グループホームや入所施設等）との兼務を検討するべきではないか。
- サービス管理責任者の配置については、事業所に利用者が不在となる場合があることを想定しているグループホームのサービス管理責任者と同じ基準としてはどうか。

【論点5】 基本報酬、加算

○ 自立生活援助で行うサービス内容を踏まえ、基本報酬及び加算をどのように考えるか。

- 
- 自立生活援助で行うサービスは、利用者の日々の心身の状態にあわせてサービス量が変化するものであり、医療機関等や近隣住民との関係構築などのインフォーマルを含めた生活環境の整備は、時間単位で評価することが難しいものである。
 - よって、自立生活援助の基本報酬は、地域移行支援や地域定着支援と同様、一月あたり定額(包括報酬)としてはどうか。
 - 障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を促進するため、これから移行する者と既に地域生活している者ごとに基本報酬を設定してはどうか。また、他の標準利用期間が設定されているサービスを参考に報酬の減算についても検討してはどうか。
 - また、社会福祉士・精神保健福祉士による良質な支援体制や、アセスメント等に時間を要する利用開始月の支援、医療機関や行政機関に同行して行う支援等について評価するかどうか。

【論点6】 他のサービスとの関係

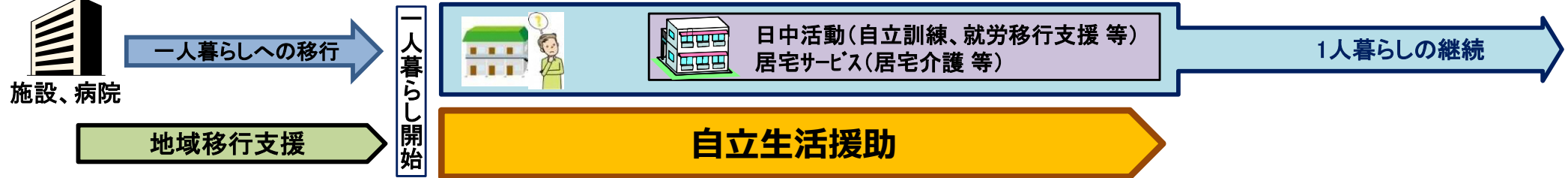
○ 自立生活援助で行うサービス内容を踏まえ、他のサービスとの関係をどのように考えるか。

- 
- 自立生活援助事業所と計画相談支援事業所は、緊密な連携を図り、利用者のニーズに即したサービス等利用計画を作成すべきではないか。
 - 自立生活援助事業所と他のサービスを行う事業所は、利用者の状況等について連絡調整(情報共有、情報提供)を行う必要があるのではないか。

①-1 自立生活援助終了後、一人暮らしを継続



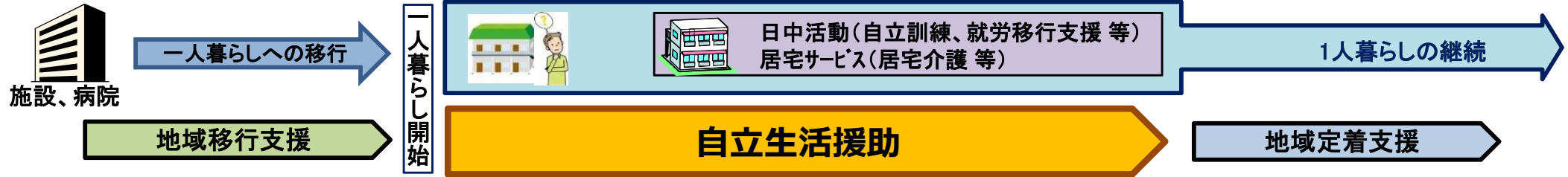
①-2 地域移行支援を利用して退所、退院した障害者が、自立生活援助終了後、一人暮らしを継続



①-3 自立生活援助終了後、地域定着支援による支援を受け、一人暮らしを継続



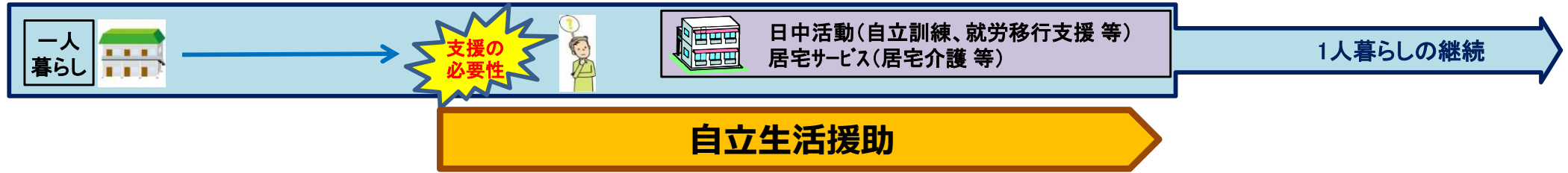
①-4 地域移行支援を利用して退所、退院した障害者が、自立生活援助終了後、地域定着支援による支援を受け、一人暮らしを継続



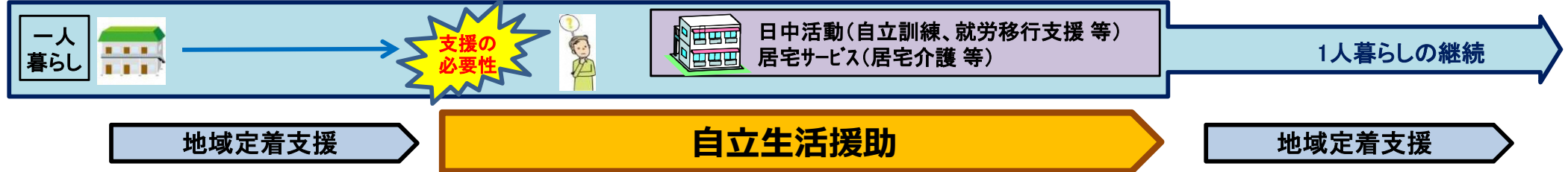
他のサービスとの関係(イメージ②)

参考

②-1 一人暮らしの障害者に対し、自立生活援助を行い、一人暮らしを継続



②-2 地域定着支援を利用している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援を再開し、一人暮らしを継続

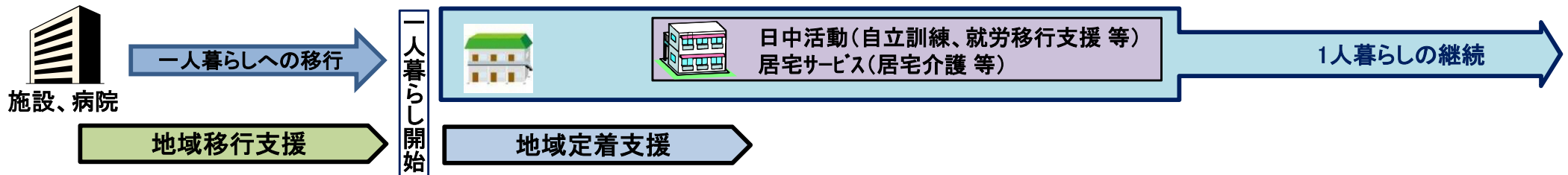


②-3 一人暮らしの障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援による支援を受け、一人暮らしを継続



(参考) 自立生活援助を利用せず、一人暮らしを継続

※支援が必要な状態になった場合は、②-1として支援



③-1 障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、地域生活を継続



③-2 地域定着支援を利用している障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援を再開し、地域生活を継続



③-3 障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援による支援を受け、地域生活を継続



自立生活援助による「支援の必要性がある」と判断するケース(案)

- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し)
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合